

預金商品説明書目次

預金科目	商品名		ページ	備考
普通預金	普通預金	…	1・2	
〃	無利息型普通預金	…	3・4	
通知預金	通知預金	…	5・6	
納税準備預金	納税準備預金	…	7・8	
貯蓄預金	貯蓄預金	…	9・10	
譲渡性預金	譲渡性預金	…	11・12	
定期預金	スーパー定期 [単利型]	…	13・14	
〃	スーパー定期 [複利型]	…	15・16	
〃	変動金利定期預金 [単利型]	…	17・18	
〃	変動金利定期預金 [複利型]	…	19・20	
〃	大口定期預金 [単利型]	…	21・22	
〃	期日指定定期預金 [複利型]	…	23・24	
〃	まごころ定期預金	…	25・26	
〃	積立定期預金	…	27・28	
定期積金	スーパー積金	…	29・30	
別表	定期預金の期限前解約利率一覧	…	31	
手数料一覧	手数料一覧表 1	…	32	
	手数料一覧表 2	…	33	

普 通 預 金

平成30年1月22日

商 品 名	普 通 預 金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつでもお預け入れできます。 ・ 1円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ いつでも払戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭に表示しております利率を適用します。 ・ 年2回（3月と9月の第二土曜日の翌日に普通預金へご入金します） ・ 毎日の最終残高 1,000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ・ ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ・ ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。 ・ 法人の利息にも20%の税金（総合課税）がかかります。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードによるお取引にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料がかかります。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ・ ただし、平日午前8時45分から午後6時までの入出金、土曜日午前9時から午後2時までの出金については、全国の信用金庫で無手数料にてご利用できます。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人は、定期預金を担保とする当座貸越をセットした「総合口座」のお取扱いができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せします。 ・ なお、期日指定定期預金の場合は、「2年以上」の利率を上乗せします。 ・ マル優のご利用が可能な方はマル優のお取扱いができます。 ・ カードご利用の場合は、テレホンバンキングサービスのお取扱いができます。
中途解約時の取扱	_____
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取りが出来ます。 ・ 個人でカード利用ご希望の場合は、デビットカード・ローソンカードサービス機能が自動的に付帯されます。（同サービス機能を希望されない場合はカードお申込時に窓口へお申し出ください）。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） ・ 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を

普 通 預 金

平成30年1月22日

商 品 名	普 通 預 金
苦情処理措置 紛争解決措置	<p> 図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。 </p> <p> また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 </p>

普 通 預 金

平成30年1月22日

商 品 名	無利息型普通預金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつでもお預け入れできます。 ・ 1円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ いつでも払戻しできます。
利 息	・ 利息はつきません。
税 金	・ 利息がつかないので税金はかかりません。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュカードによるお取引にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料がかかります。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ただし、平日午前8時45分から午後6時までの入出金については、全国の信用金庫で無手数料にてご利用できます。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人は、定期預金を担保とする当座貸越をセットした「総合口座」のお取扱いができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せします。 なお、期日指定定期預金の場合は、「2年以上」の利率に上乗せします。 ・ マル優の対象ではありません。 ・ カードご利用の場合は、テレホンバンキングサービスのお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	_____
金 利 情 報 の 入 手 方 法	_____
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取りが出来ます。 ・ 個人でカード利用ご希望の場合は、デビットカード・ローソンカードサービス機能が自動的に付帯されます。（同サービス機能を希望されない場合はカードお申込時に窓口へお申し出ください）。 ・ 預金保険制度により全額保護されます。 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利

次ページに続きます

普通預金

平成30年1月22日

商 品 名	無利息型普通預金
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

通 知 預 金

平成30年1月22日

商 品 名	通 知 預 金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 特に期間の定めはありません。 ただし、据置期間は預入日から7日間とします。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括でお預け入れできます。 ・ 10,000円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ 8日目以降いつでも解約（払戻し）できます。 ただし、解約予定日の2日前までに当金庫あて通知が必要となります。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 店頭に表示しております利率を適用します。 ・ 解約時（払戻時）に一括してお支払いします。 ・ 預入日から解約日の前日までの日数について、付利単位を1,000円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。 ・ 法人の利息にも20%の税金（総合課税）がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ マル優のご利用が可能な方はマル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 据置期間中に解約する場合は、解約日現在の普通預金利率により利息計算し、元金とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申出ください。

通 知 預 金

平成30年1月22日

商 品 名	通 知 預 金
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

納 税 準 備 預 金

平成30年1月22日

商 品 名	納 税 準 備 預 金
販 売 対 象 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人、個人 ・ 特に期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつでもお預け入れできます。 ・ 1円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店頭に表示しております利率を適用します。 ・ 年2回（3月と9月の第二土曜日の翌日に納税準備預金へご入金します） ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には税金がかかりませんが、租税納付以外の目的で払戻した場合には、（その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する普通預金利率によって計算）個人は源泉分離課税（20%）、法人は総合課税（20%）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	_____
中 途 解 約 時 の 取 扱	_____
金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）にお申出ください。

納 税 準 備 預 金

平成30年1月22日

商 品 名	納 税 準 備 預 金
苦情処理措置 紛争解決措置	また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

貯蓄預金

平成30年1月22日

商 品 名	貯 蓄 預 金
販 売 対 象	・ 個人のみとさせていただきます。
期 間	・ 期間の定めはありません。
預 入	
（1）預入方法	・ いつでもお預け入れできます。 I型（30万円）→基準残高を30万円とします。 II型（10万円）→基準残高を10万円とします。
（2）預入金額	・ 1円以上いくらでもお預け入れできます。 ただし、新約時は基準残高以上お預け入れ願います。
（3）預入単位	・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ いつでも払戻しできます。 I型（30万円）→無料払戻回数の制限があります。（1ヵ月5回以内） II型（10万円）→無料払戻回数の制限はありません。
利 息	
（1）適用金利	・ I型（30万円型）、II型（10万円型）とも店頭に表示しております「基準残高以上利率」、「基準残高未満利率」を適用し、毎日の最終残高がそれぞれの金額階層に該当する期間について当該期間における店頭表示のそれぞれの金額階層の利率を適用します。
（2）利払方法	・ 年2回（3月と9月の第二土曜日の翌日に貯蓄預金へご入金します）
（3）計算方法	・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。
手 数 料	・ I型は1ヵ月間（毎月1日から月末まで）に5回を超えて払戻しをする時は、それぞれの払戻しにおいて1回あたり100円プラス消費税を当該貯蓄預金口座から自動徴求します。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ マル優のご利用が可能な方はマル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りはできません。 ・ 「総合口座」のお取扱いはできません。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも

次ページに続きます

貯蓄預金

平成30年1月22日

商 品 名	貯 蓄 預 金
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

譲渡性預金

平成30年1月22日

商 品 名	譲 渡 性 預 金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 最短預入期間を預入日から2週間とし、最長預入期間を預入日から2年目の応答日までとする期日指定方式となります。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括でお預け入れできます。 ・ 5,000万円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1,000万円単位とします。
払 戻 方 法	・ 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利（預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します） ・ 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括してお支払いします。 ・ 満期日が預入日の2年後の応答日として設定される場合には、預入日の1年後の応答日に約定金利により中間利払をします。 ・ 預入日から満期日（中間利払日含む）の前日までの日数について、付利単位1,000万円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ・ 法人の利息にも20%の税金（総合課税）がかかります。
付 加 で き る 特 約 事 項	
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 満期日前の解約は出来ません。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の預金と異なり、第三者に譲渡できます。（元金の一部譲渡はできません） ・ 満期日以降は利息がつきません。 ・ この預金は、預金保険の対象とはなりません。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）並びに北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：

次ページに続きます

譲渡性預金

平成30年1月22日

商 品 名	譲 渡 性 預 金
苦情処理措置 紛争解決措置	011-221-3273)にお申出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

自由金利型定期預金 [M型]

平成30年1月22日

商 品 名	スーパー定期 [単利型]
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 定型方式…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 満期日指定方式…1ヵ月超～5年未満 ・ 定型方式に限り自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括でお預け入れできます。 ・ 100円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利（預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します） ・ 自動継続後の利率は継続日における店頭表示利率を適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位1円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。 ・ 法人の利息にも20%の税金（総合課税）がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります） ・ マル優のご利用が可能な方は、マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。 ・ 通帳式と証書式で取扱えます。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-35

次ページに続きます

自由金利型定期預金 [M型]

平成30年1月22日

商 品 名	スーパー定期 [単利型]
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>95-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

自由金利型定期預金 [M型]

平成30年1月22日

商 品 名	スーパー定期 [複利型]
販 売 対 象	・ 個人のみとさせていただきます。
期 間	・ 定型方式… 3年、4年、5年 ・ 満期日指定方式… 3年超～5年未満 ・ 定型方式に限り自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括でお預け入れできます。 ・ 100円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利（預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します） ・ 自動継続後の利率は継続日における店頭表示利率を適用します。 ・ 満期日以降に一括してお支払いします。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位1円として1年を365日とする日割計算で6ヶ月毎の複利計算されます。
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります） ・ マル優のご利用が可能な方は、マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。 ・ 通帳式と証書式で取扱できます。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を

次ページに続きます

自由金利型定期預金 [M型]

平成30年1月22日

商 品 名	スーパー定期 [複利型]
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

変動金利型定期預金 [単利型]

平成30年1月22日

商 品 名	変動金利定期預金 [単利型]
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人、個人
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式…1年、2年、3年 ・ 満期日指定方式…1ヵ年超～3年未満 ・ 定型方式に限り自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括でお預け入れできます。 ・ 100円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変動金利 ・ 預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎の応答日に自由金利型定期預金6ヵ月ものを指標金利とした算定方式により適用利率を変更します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。 ・ 中間利払日（預入日から満期日の前日までに到来する預入日の6ヵ月毎の応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位1円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。 ・ 法人の利息にも20%の税金（総合課税）がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保預金とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります） ・ マル優のご利用が可能な方は、マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。 ・ 通帳式と証書式で取扱えます。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並び

変動金利型定期預金 [単利型]

平成30年1月22日

商 品 名	変動金利定期預金 [単利型]
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>に札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

変動金利型定期預金 [複利型]

平成30年1月22日

商 品 名	変動金利定期預金 [複利型]
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみとさせていただきます。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式…3年 自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括でお預け入れできます。 100円以上いくらでもお預け入れできます。 1円単位とします。
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 変動金利 預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎の応答日に自由金利型定期預金6ヵ月ものを指標金利とした算定方式により適用利率を変更します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。 満期日以降に一括してお支払いします。 預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位1円として1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算されます。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります） マル優のご利用が可能な方は、マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により6ヶ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。 通帳式と証書式で取扱えます。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を

次ページへ続きます

変動金利型定期預金 [複利型]

平成30年1月22日

商 品 名	変動金利定期預金 [複利型]
苦情処理措置 紛争解決措置	<p> 図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。 </p> <p> また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 </p>

自由金利型定期預金

平成30年1月22日

商 品 名	大口定期預金 [単利型]
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 定型方式…1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・ 満期日指定方式…1ヵ月超～5年未満 ・ 定型方式に限り自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括でお預け入れできます。 ・ 1,000万円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 100円単位とします。
払 戻 方 法	・ 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利（預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します） ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以降に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位100円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	・ 個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ・ 法人の利息にも20%の税金（総合課税）がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ 個人の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率となります）
中 途 解 約 時 取 扱	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。 ・ 通帳式と証書式で取扱できます。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並び

次ページに続きます

自由金利型定期預金

平成30年1月22日

商 品 名	大口定期預金 [単利型]
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>に札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

期日指定定期預金

平成30年1月22日

商 品 名	期日指定定期預金 [複利型]
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみとさせていただきます。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上3年以内（据置期間1年） 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの任意の日を指定できます。 ただし、満期日の指定は1ヵ月前までに通知が必要となります。 預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定することが必要です。 預入日の申出により、最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いができます。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括でお預け入れできます。 100円以上300万円未満までお預け入れできます。 1円単位とします。
払 戻 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利（預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します） 自動継続後の利率は継続日における店頭表示利率を適用します。 満期日以降に一括してお支払いします。 預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位1円として1年を365日とする日割計算で1年毎の複利計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。
付 加 可 能 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保預金とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の「2年以上」の約定利率に0.5%上乗せした利率となります） マル優のご利用が可能な方は、マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により1年毎の複利計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） 制度内容等の詳細については窓口へご照会ください。 通帳式と証書式で取扱できます。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を

次ページに続きます

期日指定定期預金

平成30年1月22日

商 品 名	期日指定定期預金 [複利型]
苦情処理措置 紛争解決措置	<p> 図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。 </p> <p> また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 </p>

年金受給者向け優遇定期預金

平成30年1月22日

商 品 名	まごころ定期預金 [単利型]
販 売 対 象	・ 当庫において、公的年金口座振込指定された方(年齢制限なし)とします。
期 間	・ 対象預金は、スーパー定期1年ものとなります。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱期間中は、いつでもお預け入れできます。 ・ 1万円以上500万円までお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利(預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します) ・ スーパー定期1年もの店頭表示金利に0.1%上乗せした利率とします。 ・ 満期日以降に一括してお支払いします。 ・ 預入日から満期日の前日までの日数について、付利単位1円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります。 ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ マル優のご利用が可能な方は、マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利はスーパー定期1年もの店頭表示金利に0.1%を上乗せした利率となります。 詳しくは、窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日が当庫「まごころ定期預金」の取扱期間中に到来する、自動継続型の当庫「まごころ定期預金」で、引き続き当庫で年金をお受取りいただいている場合は、継続時に引き続き当庫「まごころ定期預金」として所定の金利を上乗せして継続いたします。 ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利息により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。) 制度内容の詳細については窓口へご照会ください。

積立定期預金

平成30年1月22日

商 品 名	積立定期預金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 1年以上5年以内（据置期間3ヵ月）
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立方式で据置期間を除き、いつでもお預け入れできます。 ・ 100円以上いくらでもお預け入れできます。 ・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ 満期日以降に元金と利息を併せて一括払戻しします。
1. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利（預入金額毎に預入時の店頭表示利率を満期日まで適用します）ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年毎に利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率を適用します。 ・ 契約期間が3年未満の場合は、満期日以降に一括してお支払いします。 ・ 契約期間が3年以上の場合は、前記（1）適用金利に記載の方法によって利息を計算のうえ元金に組入れします。 ・ 付利単位1円として1年を365日とする日割計算とします。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金（源泉分離課税）がかかります。ただし、マル優をご利用の場合は非課税扱いとなります。 ・ 法人の利息にも20%の税金（総合課税）がかかります。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	・ マル優のご利用が可能な方は、マル優のお取扱いができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 満期日前に解約する場合は、預入金額毎に預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について、別表の預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息とともにお支払いします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその利息が保護されます。） <p>制度内容の詳細については窓口へご照会ください。</p>
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」（9～17時、電話：0139-52-1058）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、

次ページに続きます

積立定期預金

平成30年1月22日

商 品 名	積立定期預金
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

定期積金

平成30年1月22日

商 品 名	ス ー パ ー 積 金
販 売 対 象	・ 法人、個人
期 間	・ 1年、2年、3年、4年、5年
預 入	
(1) 預入方法	・ 契約時において一定の期間及び掛込金額を定め払込みができます。
(2) 預入金額	・ 1,000円以上とします。
(3) 預入単位	・ 1円単位とします。
払 戻 方 法	・ 満期日以降に一括して給付契約金をお支払いします。
1. 利 息	
(給付補てん金)	
(1) 適用金利	・ 固定金利 契約時に証書(通帳)に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
(2) 給付補てん金の支払方法	・ 給付補てん金は満期以後に一括してお支払いします。
(3) 計算方法	・ 給付補てん金は、付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税 金	・ 個人の給付補てん金には20%(国税15%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金(源泉分離課税)がかかります。 ・ 法人の給付補てん金にも20%の税金(総合課税)がかかります。
付 加 で き る 特 約 事 項	・ 普通預金等からの自動振替による受入ができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱	・ 満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により計算した利息とともにお支払いします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合は、解約日の普通預金利率とします。 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合は、約定年利回り×60%とします。 (ただし、解約日の普通預金利率を下限とします)
金 利 情 報 の 入 手 方 法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	・ 払込みが延滞した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べします。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の店頭表示年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による遅延利息を徴求します。 ・ 満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・ 契約の種類は、毎月の掛金を定額で払込む方式となります。 掛金定額方式…1,000円の整数倍とします。 ・ 通帳式を利用すると契約後の掛込がATMにより入金および記帳ができます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補てん金が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座・預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1預金者1,000万円までとその給付補てん金が保護されます。) 制度内容の詳細については窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業部店または経営管理部「お客様相談室」(9~17時、電話:0139-52-1058)にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を

定期積金

平成30年1月22日

商 品 名	ス ー パ ー 積 金
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記経営管理部「お客様相談室」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)並びに北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫経営管理部「お客様相談室」もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

定期預金の期限前解約利率一覧

平成29年1月23日現在

1. 自由金利型定期預金 [M型] (スーパー定期)

預入期間	契 約 期 間			
	1ヵ月以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年半未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年半以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年半未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年半以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上3年半未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
3年半以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上4年半未満			約定利率×90%	約定利率×90%
4年半以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%

(小数点第3位以下は切捨て)

2. 自由金利型定期預金 (大口定期預金)

(1) 預入日の1ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合→下記①～③のうちいずれか低い利率による計算

- ① 解約日における普通預金の利率
- ② 約定利率－約定利率×30%
- ③ 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$

(2) 預入日の1ヵ月後の応答日以後に解約する場合→下記①～②のうちいずれか低い利率による計算

- ① 約定利率－約定利率×30%
- ② 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$

但し、(1)③及び(2)②の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。
 なお、基準金利とは、解約日にこの預金の元本を預金通帳、証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際には適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

3. 期日指定定期預金

預入期間	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率
	6ヵ月以上1年未満	2年以上利率×40%
	1年以上1年6ヵ月未満	2年以上利率×50%
	1年6ヵ月以上2年未満	2年以上利率×60%
	2年以上2年6ヵ月未満	2年以上利率×70%
	2年6ヵ月以上3年未満	2年以上利率×90%

(小数点第3位以下は切捨て)

4. 変動金利定期預金

預入期間	契 約 期 間	
	3年未満	3年
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%	約定利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%

(小数点第3位以下は切捨て)



主な手数料一覧表 1

(平成29年10月10日現在 単位:円)

項 目			同一店内	本支店	他金庫・他行				
振込手数料	窓口利用の場合	5万円未満	216	216	電 信	540	文 書	432	
		5万円以上	432	432	電 信	756	文 書	648	
	ATM利用の場合	5万円未満	108	108	電 信	432			
		5万円以上	現金	324	324	電 信	648		
			カード	216					
	FB・HB テレホンバンキング WEB-FB WEBバンキング 利用の場合	1ヵ月の基本手数料～FB→5,400円・HB→1,080円 テレホンバンキング(1年毎徴求)→1ヵ月108円 WEB-FB→1,080円・WEBバンキング→(個人108円・法人1,080円)							
		5万円未満		108	電 信	432			
		5万円以上		324	電 信	648			
	送金手数料				432		648		
	送金・振込組戻手数料			648	648		648		
同一手形 交換所内	代金取立手数料			216		432			
	取立手形組戻手数料		648	648		648			
	不渡手形返却料		648	648		648			
	取立手形店頭呈示料			648		648			
同一手形 交換所外地域	代金取立手数料			432	至急扱	864	普通扱 648		
	取立手形組戻手数料		648	648		648			
	不渡手形返却料		648	648		648			
定額自動振込		5万円未満	無 料	108		324			
		5万円以上	無 料	216		540			

項 目		徴求単位	手数料
夜 間 金 庫	金庫使用料	(半年毎徴求) 1ヵ月	10,800
	入金帳交付料	(1冊)	3,240
セーフティバック使用料		(年額)	5,400～19,440
残 高 証 明	当金庫指定用紙	(1通)	216
	監査法人提出用	(1通)	1,080
取引証明書発行手数料		(1通)	216
アンサーサービス基本手数料		(1ヵ月)	1,080
約束手形用紙代	一般	(25枚)	432
	マル専	(1枚)	540
マル専口座開設手数料		(割賦通知書1枚)	3,240
為替手形用紙代		1冊(25枚)	432
小切手帳代		1冊(50枚)	648
自己宛小切手発行手数料		1枚	540
株式払込委託手数料		(株式払込総額)	2,700/1,000
債券保護預り手数料		1ヵ月	108
個人情報開示請求手数料 ※郵送の際には別途実費徴求(前取方式)		1件	540
通帳・証書・カード再発行手数料		1枚(冊)	1,080

※キャッシュカード利用手数料	平 日		土 曜 日		日曜日・祝日
	7:00～18:00	18:00～21:00	8:00～14:00	14:00～19:00	8:00～19:00
当金庫のキャッシュカードによる入出金	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料
全国にある信用金庫のキャッシュカードによる入出金	無 料	108	無 料	108	108
郵便局のキャッシュカードによる入出金	108	216	108	216	216
銀行等のキャッシュカードによる出金	108	216	108	216	216

主な手数料一覧表 2

(平成29年10月10日現在 単位:円)

☆ 両替手数料

取引内容		手数料		
不定期利用	1 ~ 50枚	無料		
	51 ~ 300枚	108		
	301 ~ 500枚	216		
	501 ~ 1,000枚	324		
	1,001枚以上	432		
定期利用	週1回利用契約	合計枚数にかかわらず	月額 1,080	
	週2回利用契約	"	月額 2,160	
	週3回利用契約	"	月額 3,240	
	週4回利用契約	"	月額 4,320	
	毎日利用契約	"	月額 5,400	
両替機手数料	コインメックカード	1 ~ 50枚	無料	
		51 ~ 300枚	100	
		301 ~ 500枚	200	
		501枚以上	300	
	両替機利用料		年額 25,920	
	カード発行手数料		1枚 1,080	

☆ 精算手数料

積算枚数	手数料	積算枚数	手数料
1 ~ 1,000枚	無料	5,001 ~ 6,000枚	1,944
1,001 ~ 2,000枚	648	6,001 ~ 7,000枚	2,268
2,001 ~ 3,000枚	972	7,001 ~ 8,000枚	2,592
3,001 ~ 4,000枚	1,296	8,001 ~ 9,000枚	2,916
4,001 ~ 5,000枚	1,620	9,001 ~ 10,000枚	3,240

以上、不定期利用の入出金精算手数料

10,001枚を超える利用については、1,000枚毎に324円加算

取引内容		手数料	
定期利用	週1回利用契約	合計枚数にかかわらず	月額 2,160
	週2回利用契約	"	月額 4,320
	週3回利用契約	"	月額 6,480
	週4回利用契約	"	月額 8,640
	毎日利用契約	"	月額 10,800

○ 夜間預金金庫、バック集金利用先については精算手数料不要

☆ バック集金等手数料

個数・形態別	バック 1~2個	3~4個	5~6個	ジュラルミンケース (1個当り)
頻度別	1,080	2,160	3,240	5,400
週1回	7,560	8,640	9,720	11,880
月額 6,480				
週2回	14,040	15,120	16,200	18,360
月額 12,960				
週3回	20,520	21,600	22,680	24,840
月額 19,440				
週4回	27,000	28,080	29,160	31,320
月額 25,920				
全営業日	33,480	34,560	35,640	37,800
月額 32,400				

○ 鞆等を持帰らずに訪問先にて集金業務が完了する場合は、通常集金1回につき1,620円のみとする。